

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

告 示

ページ

○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	四
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	四
○生活保護法による施術者の指定	(同)	四
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	四
○県営土地改良事業換地計画の変更に係る部分の縦覧	(農村整備課)	五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(同)	五
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	六
○土地改良事業計画変更の適当の決定	(東部地方振興事務所)	六
○財政状況の公表	(財政課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件)	(警察本部会計課)	七
○宮城県指定無形文化財の指定の解除		七
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		八
○石巻広域都市計画防災緑地事件審理の開催		八

雑 報

正 誤

○宮城県市町村職員共済組合平成二十九年度決算の要旨の公表	八
○仙台市職員共済組合平成二十九年度決算の要旨の公表	一〇
○宮城県公報平成三十年号外第八号(平成三十年三月二十三日付け)中	一一
○宮城県公報平成三十年号外第一〇号(平成三十年三月三十日付け)中	一二
○宮城県公報平成三十年号外第一三号(平成三十年三月三十日付け)中	一二
○宮城県公報平成三十年号外第一五号(平成三十年三月三十日付け)中	一二

規 則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則(平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県内の」を削る。

第五条中「次の」を、「次の」に改め、同条第二号中「年二回」を「一年度につき二回」に、「一を受検した年」を「前号の検査を受検した年度」に、「年一回」を「一年度につき一回」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 定期検査費用の交付を受けようとする者と同一の世帯に属する者のうちに、当該定期検査費用の交付を受けようとする者及びその配偶者を医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の規定による被扶養者(以下単に「被扶養者」という。)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(以下単に「扶養親族」という。)としない者で、かつ、当該定期検査費用の交付を受けようとする者又はその配偶者の被扶養者又は扶養親族でないもの(以下「定期検査費用の交付を受けようとする者等」と扶養の關係にない者)と「市町村民税(所得割)課税年額を合算しないことを希望する場合には、これを証明する書類を添付しなければならぬ。」

別表中「(昭和25年法律第226号)」を削り、「3,000円」を「2,000円」及び「6,000円」を「3,000円」

ひらがな。

「^(表)肝炎検査費用請求書」や「^(表)肝炎検査費用請求書」ひらがな「(対象者との続柄：

）」や「^(表)肝炎検査費用請求書」ひらがな「世帯全員」や「世帯構成員」ひらがな「世帯全員の市町村民税(地方税法の規定による特別区民税を含む。)」や「市町村民税」ひらがな「書類及び」や「書類(以下「課税証明書等」という。)及び」ひらがな「ただし、」や「ただし、同一年度内に定期検査費用の支払い又は肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた者であって、請求日において当該支払いの請求又は交付の申請をするために提出した世帯構成員の住民票の写し又は課税証明書等の内容に変更がないものは、当該変更のない書類の添付を省略することができます。また、」ひらがな「その」や「医師の診断書の」ひらがな「提出」ひらがな「し」ひらがな「す」ひらがな「る」ひらがな「こと」をいいます。

(注) 1 世帯構成員とは、申請者が属する住民票上の世帯の全ての構成員のことをいいます。

「^(表)肝炎検査費用請求書」ひらがな。

(裏)

(市町村民税額合算対象除外希望者に係る記載欄)

下記の世帯構成員については、対象者本人との関係において配偶者に該当せず、かつ、対象者及びその配偶者との関係において相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者であるため、所得階層区分認定の際の市町村民税額の合算対象から除外することを希望します。

請求者氏名

印

記

除外する世帯構成員	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名

(注) 市町村民税額合算対象からの除外を希望する場合は、対象者及びその配偶者と除外を希望する者との間に扶養関係がないことを証する書類(対象者、その配偶者及び除外を希望する者の被保険者証の写し等)を添付してください。

「^(表)肝炎検査費用請求書」

直近の所見を記入する。

1 肝炎ウイルスマーカー (検査年月日 平成 年 月 日)
 HBS抗原 (+, -)
 HBV - DNA定量 _____ (単位: _____, 測定法 _____)
 HCV - RNA定量 _____ (単位: _____, 測定法 _____)

2 血液検査 (検査年月日 平成 年 月 日)
 AST _____ IU / 1 (施設の基準値: _____ ~ _____)
 ALT _____ IU / 1 (施設の基準値: _____ ~ _____)
 血小板数 _____ / ul (施設の基準値: _____ ~ _____)

3 画像検査 (検査年月日 平成 年 月 日)
 (所見: _____)

4 その他 (検査年月日 平成 年 月 日)
 (所見: _____)

検査所見

や

肝炎ウイルスマーカー

該当する検査内容にチェックし、該当する結果を○で囲んでください。

B型肝炎ウイルスマーカー (検査年月日 平成 年 月 日)
 (HBS抗原陽性 ・ HBV - DNA陽性)

C型肝炎ウイルスマーカー (検査年月日 平成 年 月 日)
 (HCV抗体陽性 ・ HCV - RNA陽性)

び 「項目に○をして」 や 「該当する原因を○で囲んで」 び

記載年月日 平成 年 月 日

記載年月日 平成 年 月 日

上記のとおり、診断します。

記載年月日 平成 年 月 日

にため、注を注一とし、注一の次に次のように加える。

2 「その他記載すべき事項」欄は、抗ウイルス療法を受けた後で経過観察を行っている

などの場合に記載してください。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則による様式は、当分の間、改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局	栗原市瀬峰長者原三十七ー四	平成二十九年三月一日
さくら薬局鶯沢店	栗原市鶯沢南郷広面五ー二	平成二十九年三月一日
さくら整形外科クリニック	巨理郡巨理町字東郷百五十五番地一	平成三十年五月一日
みみ・はな・のど小泉クリニック	巨理郡巨理町字新町五十九番地六	平成三十年五月一日
東松島かどわき歯科クリニック	東松島市矢本字穴尻六十八ー四	平成三十年六月一日
Dデンタルクリニック	名取市増田六丁目二ー三	平成三十年六月一日

○宮城県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
名取りんくう整形外科	名取市杜せきのした二丁目五番地の一	平成三十年四月十五日
みみ・はな・のど小泉クリニック	巨理郡巨理町字新町五十九番地六	平成三十年四月三十日

○宮城県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施 術 所 の 名 称	住 所 又 は 施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
大山 徹也	整骨院Green room 若林	仙台市若林区若林四丁目一ー十二	平成三十年五月七日
栗村 海	あおやぎ接骨院駅南	大崎市古川駅南一丁目五ー七	平成三十年五月七日
伊藤 恵子	レイス治療院おおさき	大崎市古川駅南一ー七十八 フォーマル九十二百三号	平成三十年五月七日
鈴木 代将	鍼灸治療院すずかけの木	名取市那智が丘五丁目十一ー二	平成三十年五月七日

○宮城県告示第六百五十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 化学名 ニーメトキシーニーフェニルニー「ー」(ニーフェニルエチル)ピペリジニー「ーイル」アセタミド及びその塩類(通称名:Methoxyacetyl pentyll)
- 2 化学名 ニー(三二二)「四一ヨード二・五」ジメトキシフェニル「エチル」アミノ「メチル」フェノール及びその塩類(通称名:25 I-NBOH又は2C I I-NBOH)

二 失効の理由
 当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
 三 指定の効力が失われる日
 平成三十年六月三十日

○宮城県告示第六百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第五項の規定により県営土地改良事業中峠西部地区の換地計画を変更したので、同項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第五項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 変更換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年七月二日から平成三十年七月三十一日まで

三 縦覧場所

大崎市役所
 美里町役場

○宮城県告示第六百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
 東松島市小野字宮前一二一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
 落石の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市萩浜字小浜山一の一・一五の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅
 〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
宮城県松島町手樽字銭神一〇の二五、一〇の二八
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かへ
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡色麻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡色麻町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、石巻市蛇田土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年六月二十九日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小 林 徳 光

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年六月二十九日から平成三十年七月三十日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 通信指令システム機器貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月十九日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル(株)法人事業本部東北法人支店 宮城

県仙台市青葉区中央四丁目二番十六号

五 落札金額 八億五千三百四十二千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年五月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 免許用汎用コンピュータ等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月十九日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 十億四千八百八十八万三千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年五月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 電子署名生成装置貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年六月十九日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 五千二百三十万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年五月八日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第九号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第十七条第五項の規定により、平成三十年四月二日付けで、次の表に掲げる県指定無形文化財に係る保持者の認定を解除し、併せて県指定無形文化財の指定を解除した。

平成三十年六月二十九日

宮城県教育委員会

県指定無形文化財		県指定無形文化財の保持者	
種別	名称	氏名	住所
工芸技術	日本刀鍛錬技術	宮城眞一 (刀匠名 昭守)	白石市大畑一番六十一番地

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

西原集会所の項中「同 郡同 町大谷字西原前一六六番地の二」を「同 郡同 町大谷字西原前一六七番地一五」に、稗田前集会所の項中「同 郡同 町大谷字稗田前五五番地の一」を「同 郡同 町大谷字稗田前五七番地」に改め、女川第一小学校グラウンド応急仮設住宅集会所、町民多目的運動場応急仮設住宅集会所、清水地区応急仮設住宅集会所、針浜地区応急仮設住宅談話室、旧第三保育所応急仮設住宅談話室、新田地区①応急仮設住宅談話室、新田地区②応急仮設住宅談話室、小乗浜地区応急仮設住宅談話室、小乗浜地区（向）応急仮設住宅談話室、横浦北地区応急仮設住宅談話室、石巻市蟹田地区応急仮設住宅談話室、石巻市内田地区応急仮設住宅談話室の項を削り、指ヶ浜集会所の項の次に次のように加える。

上五区集会所

同 郡同 町鷲神浜字堀切九番地二五

西区集会所

同 郡同 町鷲神浜字鷲神一三八番地四

小乗集会所	同 郡同 町鷲神浜字向山一番地
横浦集会所	同 郡同 町横浦字横浦三五番地一一
飯子浜集会所	同 郡同 町飯子浜字飯子二一五番地一九
小屋取集会所	同 郡同 町塚浜字竹ノ尻二番地一三
町宮女川住宅集会所	同 郡同 町女川浜字大原一五三番地
清水集会所	同 郡同 町清水町七四番地四
宮ヶ崎集会所	同 郡同 町宮ヶ崎字宮ヶ崎一二二番地一
竹浦集会所	同 郡同 町竹浦字月浜六番地一一
尾浦集会所	同 郡同 町尾浦字尾浦五〇番地一
江島集会所	同 郡同 町江島字江島一三二番地

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第九号

石巻市起業の石巻広域都市計画緑地事業8号防災緑地2号に係る土地収用事件（石巻広域都市計画防災緑地事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成30年6月29日

宮城県収用委員会

- 1 日時 平成30年8月6日（月）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十九年年度決算の要旨を公告する。
平成三十年六月二十九日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 大 友 喜 助

宮城県市町村職員共済組合平成29年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,804	31	1,822	3	10	298	18,968
標準報酬月額 (千円)	長期	6,007,098	19,160	628,290	1,860	4,090	6,660,498
	短期	6,290,818	25,390	628,290	2,750	4,090	7,055,088
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	357,480	618,065	344,835	620,000	409,000	356,749
	短期	374,364	819,032	344,835	916,667	409,000	371,947

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	22	2	1	1	1	1	28

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)											
負担金	5,677,943	14,800,575	778,497	80,077		216,077	176,943				
掛金・保険料	5,788,252	9,243,465	778,489				171,652				
施設収入・商品売上								270,510			
連合会交付金	100					105,148				375	
利息及び配当金	532				52,982	134	187	662	530,511	71,530	
その他収入	572,126					307	13,281	376	52,934	34	18,969
他経理から繰入金						35,975		90,000			
前年度繰越支払準備金	777,622										
計	12,816,575	24,044,040	1,556,986	80,077	52,982	357,641	362,063	361,548	583,445	71,939	18,969
(支 出)											
給付金	5,180,313										
負担金払込金		14,800,575	778,497	80,077							
掛金・保険料払込金		9,243,465	778,489								
役員給与						151,075	18,980	122,844	5,754	7,439	5,011
特定健康診査等費							19,470				
旅費・事務費						12,969	3,920	1,846	3,188	2,109	495
商品仕入								7,929			
飲食材料費								52,347			
委託費						8,177	7,238	8,568			
支払利息					52,982				433,728	50,261	8,252
老人保健拠出金	31										
退職者給付拠出金	128,949										
前期高齢者納付金	2,521,915										
後期高齢者支援金	2,230,129										
病床転換支援金	12										
介護納付金	977,370										
連合会払込金	141,035									3,769	
連合会拠出金	486,626										
他経理へ繰入金	35,975						90,000				
その他支出	7,879					181,516	251,035	162,167	30,545	2,102	4,115
次年度繰越支払準備金	788,902										
計	12,499,136	24,044,040	1,556,986	80,077	52,982	353,737	390,643	355,701	473,215	65,680	17,873
差引当期利益金	317,439					3,904		5,847	110,230	6,259	1,096
差引当期損失金							28,580				
年度末支払準備金	788,902										
年度末資本剰余金						40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	3,002,634					353,497	1,164,460	118,695	2,144,158	644,479	174,296

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成三十年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十九年年度決算の要旨を公告する。

平成三十年六月二十九日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合平成29年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,168	1	998	1	87	9,255
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,592,490	620	447,530	560	4,041,200
	短期	3,664,180	1,270	448,190		34,520
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	439,825	620,000	448,427	560,000	440,794
	短期	448,602	1,270,000	449,088		396,782

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	6	1	7

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)									
負担金	2,833,070	8,838,645	463,775	46,372		50,596	96,626		
掛金・保険料	2,868,092	5,512,755	463,673				94,025		
利息及び配当金					19,240			119,782	37,284
その他収入	333,947					53,961			224
他経理からの繰入金						14,371			
前年度繰越支払準備金	422,470								
計	6,457,579	14,351,400	927,448	46,372	19,240	118,928	190,651	119,782	37,508
(支 出)									
給付金	2,805,977								
役職員給与						43,174	2,074	1,678	6,953
旅費・事務費						9,169	523	414	1,211
委託費						2,637	19,357	95	27
支払利息					19,240			105,167	19,240
連合会払込金	82,091	14,351,400	927,448	46,372					1,988
連合会拠出金	282,879								
老人保健拠出金	15								
退職者給付拠出金	75,795								
前期高齢者納付金	856,621								
後期高齢者支援金	1,278,581								
病床転換支援金	6								
介護納付金	560,226								
他経理へ繰入金	14,371								
その他支出	2,573					59,732	165,978	577	1,649
次年度繰越支払準備金	421,756								
計	6,380,891	14,351,400	927,448	46,372	19,240	114,712	187,932	107,931	31,068
差引当期利益金	76,688					4,216	2,719	11,851	6,440
年度末支払準備金	421,756								
年度末資本剰余金									
年度末利益剰余金	1,826,090					58,261	462,886	417,012	1,180,490

正 誤

○宮城県公報平成三十年号外第八号(平成三十年三月二十三日付け) 中

ページ 段 行
 四 下 一九 規程 正 誤
 一〇 上 後ろか 附則第三項 運営規程 附則第七項

○宮城県公報平成三十年号外第一〇号(平成三十年三月三十日付け) 中

ページ 段 行
 一 上 後ろか ナ 正 誤
 後ろ一

○宮城県公報平成三十年号外第一三号(平成三十年三月三十日付け) 中

ページ 段 行
 一三 上 一六 第九十五条 正 誤
 第九十条

○宮城県公報平成三十年号外第一五号(平成三十年三月三十日付け) 中

ページ 段 行	六 下 三	六 下 三
六 下 四		